報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和５年１月３１日

重要通信を行う機関を指定する件の一部改正に関する意見募集の結果

総務省は、平成２１年総務省告示第１１３号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を改正する告示案に対し、令和４年１１月３０日から令和５年１月４日までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

１　改正の概要

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条の規定に基づき、電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第５６条で定める基準に従い、平成２１年総務省告示第１１３号（重要通信を行う機関を指定する件。以下「本告示」という。）により指定された機関の重要通信を優先的に取り扱うとともに、必要な場合には、本告示により指定された機関以外の通信の接続を制限又は停止することができます。

この度、自動車に搭載された緊急通報装置からの通報を受けて消防機関等への代理通報サービスを行う株式会社日本緊急通報サービスを災害救助機関として指定することを目的に、本告示を改正します。

あわせて、組織名等の現行化を行います。

２　意見募集の結果

本告示の改正案について、令和４年１１月３０日から令和５年１月４日までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

３　公布・施行について

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、速やかに告示の改正を行う予定です。

【関係報道資料】

・重要通信を行う機関を指定する件の一部改正に関する意見募集（令和４年１１月２９日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000264.html

【連絡先】
総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
担当：梶原課長補佐、近藤係長、中村官
住所：〒100-8926　東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館
電話：03-5253-5862
E-mail：kikaku_tyousei_atmark_ml.soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。
「_atmark_」を「@」に置き換えてください。